

住宅地震災害再保険特別会計法案

(設置)

第一条 住宅地震災害保険に関する法律（平成八年法律第 号。以下「法」という。）による住宅地震災害再保険事業に関する政府の経理を明確にするため、住宅地震災害再保険特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)

第二条 この会計は、建設大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、再保険料、法第四十一条又は次条第一項の規定による一般会計からの繰入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金、第十四条第二項ただし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金及び附属雑収入をもってその歳入とし、再保険金、借入金の償還金及び利子、同項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金、一時借入金の利子、次条第二項の規定による一般会計への繰入金、事務取扱費並びにその他の諸費をもってその歳出とする。

(一般会計からの繰入れ)

第四条 政府は、再保険金、この会計の負担に属する借入金の償還金及び利子、第十四条第二項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金又は一時借入金の利子の財源に充てるため、必要があるときは、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金については、後日、この会計からその繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

(歳入歳出予定計算書の作成及び送付)

第五条 建設大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予定計算書には、次の書類を添付しなければならない。

一 前前年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

(歳入歳出予算の区分)

第六条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第七条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第五条第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び同条第二項の書類を添付しなければならない。

(責任準備金の積立て等)

第八条 この会計において、毎会計年度の利益の額が当該年度の損失及び第三項の規定により繰り越された損失の合計額を超えるときは、その超える額に相当する金額を責任準備金として積み立てなければならない。

2 この会計において、毎会計年度の利益の額が当該年度の損失の額に不足するときは、責任準備金をもつて補足するものとする。

3 前項の規定により責任準備金をもって補足することができない損失の額は、損失の繰越しとして整理するものとする。

(剰余金の積立て等)

第九条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。ただし、当該剰余金のうち、歳出予算の翌年度繰越額その他政令で定める額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 前項の積立金は、この会計の歳出の財源に充てるため必要があるときは、この会計の歳入に繰り入れるものとする。

3 この会計の積立金は、資金運用部に預託して運用することができる。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第十条 建設大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同条第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(余裕金の預託)

第十二条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(借入金)

第十三条 この会計において、再保険金（次条第二項ただし書の規定により借り換えた一時借入金でその年度における再保険料、積立金からの受入金及び積立金から生ずる収入（次項において「再保険料等」という。）をもって当該年度における再保険金を支弁するのに不足するためその借換えが行われたものの償還金を含む。）を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

2 前項の規定により借入金をすることができる金額は、その借入れをする年度における再保険料等をもって当該年度における再保険金を支弁するのに不足する金額を限度とする。

(一時借入金)

第十四条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、その不足する額を限度として、この会計の負担において、一時借入金をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換えをすることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十五条 前二条の規定による借入金及び一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十六条 第十三条第一項の規定による借入金償還金及び利子並びに第十四条第一項の規定による一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出未済額の繰越し)

第十七条 この会計において、支払義務を生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかったものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 建設大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)

第十八条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、法の施行の日から施行し、平成九年度の予算から適用する。

理由

住宅地震災害再保険事業に関する政府の経理を明確にするため、住宅地震災害再保険特別会計を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。